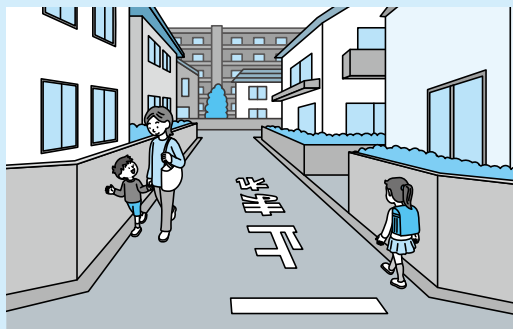


守っていますか？ 交通ルール

知らなかったでは済まされない

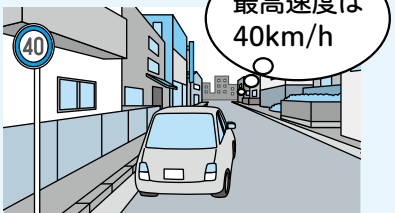
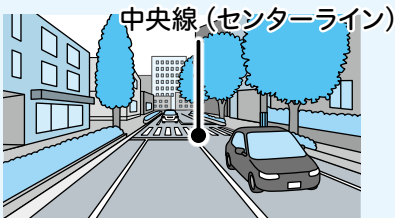
生活道路における自動車の法定速度が
60km/h▶30km/hに
引き下げられました



生活道路ってどんなところ？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

30km/hにならないところ(一例)



●中央線や車両通行帯がある一般道路の法定速度は、引き続き60km/hです

●道路標識などで最高速度が指定されている道路では、その指定速度が最高速度となります

9月21日～30日は

秋の全国交通安全運動実施期間です

日没時間が早まる秋口は、夕暮れ時・夜間における交通事故の増加が懸念されます。

一人ひとりが交通ルールを順守し、交通事故を防止しましょう。

スローガン それいいね 夜道にきらり 反射材

歩道と車道の区別がないことが多い生活道路では、自動車の速度が速いと交通事故が生じる恐れが大きくなることから、9月1日から自動車の法定速度が見直されました。

身近な道路こそ、速度を抑え、安全運転を心がけましょう。

問 ☎712-6341交通計画課、今回の法改正については☎370-0110市川警察署、☎397-0110行徳警察署

免許返納者に ICHICOポイント付与

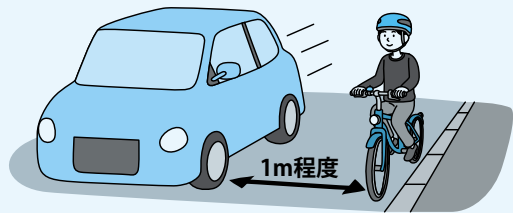
運転免許証の自主返納に伴う特典として、10,000 ICHICOポイントを付与します。

詳しくは [市WEB](#) [ID 7730](#)

申 右記2次元コードまたは
直接 [2](#) 同課



自転車の右側を通過する際のルールを確認



自転車はできる限り道路の左側端に寄って通行しなければなりません。

自動車は、自転車などとの間に十分な間隔がないとき、その間隔に応じた安全な速度で進行しなければなりません。間隔の目安として、少なくとも1m程度*間隔を空けることが安全です。自転車などと1m程度の間隔を確保できない場合には、20～30km/h程度で運転しましょう。

※1m程度はあくまで目安です。自転車などの右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」は、具体的な走行状況や、道路状況などにより異なります。

令和8年8月千葉豪雨に係る支援を拡大しました

令和8年9月定例会において、支援の拡大に関して議決されました。支援内容は以下のとおりです。

詳しくは [市WEB](#) [ID 4999](#)

1. 豪雨被害を受けた方への見舞金

対 象	支給対象	金額	問い合わせ先
個人	・ 床上浸水の被害を受けた場合 既存の見舞金に1世帯あたり右記の金額を加算 ・ その他 既存の見舞金の対象外であり、住家設備(車両、エアコンの室外機など)に損害を受けた世帯	2万円	☎712-8618 地域共生課
事業者 (幼稚園・保育園)	施設は床上浸水、設備(車両、エアコンの室外機など)は浸水により損害を受けた場合	5万円 (甚大被害) 20万円	☎711-1792 幼保施設管理課
事業者 (その他)	建物は床上浸水、設備(車両、エアコンの室外機など)は浸水により損害を受けた場合	5万円	☎711-3691 商工課(商工振興グループ)
農業者	農作物、農業用施設または農業用機械に損害を受けた場合	5万円 (甚大被害) 20万円	☎711-1141 農政課

2. 特例利子補給金の支給

対 象	内 容	問い合わせ先
事業者	復旧や事業の継続のために融資を受ける場合に加え、既に融資を受けている事業者が被災した場合に実質無利子となるよう利子補給金を支給(最大5年間)	☎712-8779 商工課(経営支援グループ)

本市への寄付に ついて

令和8年8月千葉豪雨災害支援への多大なる寄付、誠にありがとうございます。

いただいた寄付は、今後の防災対策に活用いたします。

千葉豪雨災害支援への寄付額

2,459,000円
(令和8年8月末時点)

ふるさと納税サイトにて、千葉豪雨に関して、個人の方からの本市への災害支援の寄付を受付中です。

詳しくは [市WEB](#) [ID 5156](#)